

判例に学ぶ事故防止と事故後対応

ケース⑧特別養護老人ホームにおける誤嚥事故で、介護職員が処置をしたにもかかわらず、死に至った女性（97歳）

ケース

利用者であるMさん（女性、97歳）が食事中、口から泡を出していたことに介護職員が気づき、吸引の処置をしました。

その後、再びMさんが口から泡を出している様子が発見され、呼吸が苦しそうな様子でみけんの辺りに軽いチアノーゼがみられました。このとき、他の入所者が吸引機を使用していたため、介護職員らは、Mさんの上体を前かがみにして、胃の辺りにこぶしを押し付けたり、背中をたたいたりして、喉に詰まった物を吐かせるようにしました。

すると、Mさんは、幾らか噛み砕かれていたものの、形が残っていたかまぼこ片一つを唾液とともに吐き出しました。Mさんは、問いかけに応じるようになり、徐々に顔色が赤みを帯びてきました。

ワーク

Mさんは、介護職員の問いかけに応じるようになり、徐々に顔色が赤みを帯びてきました。その後Mさんにどのように介助すべきでしょうか。

グループで話し合ってみましょう。

ポイント Mさんは2回急変しています。

ワーク

その後は介護職員が常時Mさんのそばに付いて様子を見ていたわけではなく、他の入所者の介助をしながら様子をうかがうという程度でした。その後、Mさんが顔面蒼白でぐったりしている様子を介護職員が発見しました。その後、介護職員は救急救命措置をし、Mさんの喉の奥に、かまぼこ片一つをさらに発見し取り出しましたが、その後、死亡しました。

裁判所はどのような判断をしたのでしょうか？
グループで話し合ってみましょう。

ポイント

Mさんが2回急変しても、顔色が赤みを帯びてきたため、介護職員は様子をうかがう程度の見守りしかしませんでした。

判決および判決理由

請求額1974万9595円のうち遺族側に292万6666円が認容されました。

介護職員らは、Mさんに対し、Mさんが一回目の急変の際に口から泡を出しており、食物の誤嚥が疑われたため吸引の処置を施した結果、容態が安定したように見えたとしても、引き続きMさんの状態を観察し、再度容態が急変した場合には、直ちに医療の専門家である嘱託医等に連絡して適切な処置を施すよう求めたり、あるいは119番通報をして救急車の出動を直ちに要請すべき義務を負っていたと認めるのが相当である。介護職員らは、上記義務に違反した過失により、Mさんが窒息によって意識レベルを低下させたことにつき不法行為責任を負うというべきである。

ワーク

判決の結果をどのように考えますか？

介護職員らは、医師免許や看護師資格を有していなければ、裁判では医療に関する専門的な技術や知識を有していないことが認められ、食物を誤嚥したと疑われるような場合に、介護職員らが応急処置として吸引処置を施したとしても、必ずしも気道内の異物が完全に除去されたか否かを的確に判断することは困難であると認定されました。

みなさんの日常業務を振り返って改善すべきことが無いかな？
グループで話し合ってみましょう。

参考文献

- 1) 東京地方裁判所判決／平成15年（ワ）第25683号 平成19年5月28日
最高裁ホームページ (<http://courtdomino2.courts.go.jp>)

教材作成

東北福祉大学 総合福祉学部
准教授 菅原好秀

お疲れ様でした。